

○無届けのインターネット異性紹介事業者に対する事件化の推進について

(平成22年1月14日島少乙第21号ほか県警察本部長通達)

(概要)

この通達は、無届けのインターネット異性紹介事業者について違法サイト管理者として積極的な事件化に努めるよう指示したものです。